

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正趣旨

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「地独法」という。）第 21 条第 6 号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行う地方独立行政法人について、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「銃刀法」という。）の準用に関する規定の整備等を行う。

2. 改正概要

- 地方独立行政法人が地独法第 21 条第 6 号に掲げる業務（公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと。）のうち博物館又は美術館に係るもの及びこれに附帯する業務を行うときに限り、地方独立行政法人の役員又は職員が試験若しくは研究又は公共の観覧に供する等のために銃砲又は刀剣類を所持することを可能とする。
- 具体的には、地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 40 条第 1 項に銃刀法のみなし準用に係る規定を整備し（柱書きの改正及び第 10 号の新設）、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人にあつては当該都道府県と、その他の地方独立行政法人にあつては市町村とみなして、銃刀法第 3 条第 1 項（第 2 号及び第 2 号の 2 に係る部分に限る。）の規定を準用することとし、同条第 2 項に所要の読替規定を整備する。

3. スケジュール

閣議決定日	平成 30 年 10 月 30 日（火）
公布日	平成 30 年 11 月 2 日
施行期日	公布の日